

9 資料 I

資料 1

”学校における” いじめ発見のチェックポイント表

項目	観察の視点（特に、変化があったときに注目する。）
ショート ホームルーム	<input type="checkbox"/> 欠席・遅刻・早退が増える。 <input type="checkbox"/> 表情がさえず、うつ向きかげんである。
授業	<input type="checkbox"/> 用具・机・椅子が散乱している。 <input type="checkbox"/> 席を替えられている。 <input type="checkbox"/> 口涙を流した気配が感じられる。 <input type="checkbox"/> ひどいあだ名で呼ばれる。 <input type="checkbox"/> 忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 一人だけ遅れて入室する。 <input type="checkbox"/> グループ分けで孤立しがちである。 <input type="checkbox"/> *ふざけた質問をする。 <input type="checkbox"/> 正しい答えをひやかされる。 <input type="checkbox"/> *不まじめな態度で授業を受ける。 <input type="checkbox"/> *テストを白紙で出す。 <input type="checkbox"/> 失敗するとこの時とばかり笑われる。 <input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛などを頻繁に訴える。
休憩時間	<input type="checkbox"/> 用もないのに保健室や職員室によく来る。 <input type="checkbox"/> 通行を邪魔されたり、そばを通ると避けられたりする。 <input type="checkbox"/> 遊びの中で孤立しがちになる。 <input type="checkbox"/> プロレスごっこで負ける役が多い。 <input type="checkbox"/> *大声で歌を歌う。 <input type="checkbox"/> *仲良しでない者とトイレに行く。
清掃	<input type="checkbox"/> *さぼることが多くなる。 <input type="checkbox"/> *暗い表情で一人離れて作業をする。
放課後	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れていたり、すり傷や鼻血の痕があったりする。 <input type="checkbox"/> いつも仲間に使い走りさせられている。 <input type="checkbox"/> 下校の際、他の子の荷物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 急いで一人で帰宅する。 <input type="checkbox"/> *部活動に参加しなくなる。
	<input type="checkbox"/> 教科書などにイタズラ書きされている。 <input type="checkbox"/> *異装・異髪をしてくる。
所持品 ・服装	<input type="checkbox"/> 持ち物・靴・傘などを隠される。 <input type="checkbox"/> *高価な物を学校に持ってくる。 <input type="checkbox"/> *人前に下着姿などで現れる。 <input type="checkbox"/> 刃物など危険な物を持つ。
その地	<input type="checkbox"/> 日記・作文・絵画などに気に掛かる表現が現れる。 <input type="checkbox"/> 教材費などの提出が遅れる。 <input type="checkbox"/> *校則違反・万引きなどの問題行動を行う。

\*印・・・無理にやらされている可能性のあるもの

資料 2

”家庭における” いじめ発見のチェックポイント表

項目	観察の視点（特に、変化があったときに注目する）
衣服や 所持品	<input type="checkbox"/> 衣服が汚れたり、破れたりしている。 <input type="checkbox"/> 学用品や所持品の紛失が頻繁にある。 <input type="checkbox"/> 教科書・ノートなど落書き・破損がある。
身体	<input type="checkbox"/> 身体に傷やアザがあったり、鼻血を出した痕が見られる。 <input type="checkbox"/> 食欲がなくなる。 <input type="checkbox"/> 頭痛・腹痛・吐き気・不眠を訴える。

情 緒	<input type="checkbox"/> 表情が暗くなり、親と視線を合わせるのを避ける。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなり、学校や友人のことを話さなくなる。 <input type="checkbox"/> イライラしたり、おどおどしてくる。 <input type="checkbox"/> 特定の友人に憎しみを持つようになる。
行 動	<input type="checkbox"/> 夜や休日に呼び出されるようになる。 <input type="checkbox"/> 隠れてコソコソ電話をかける。 <input type="checkbox"/> 親や家族に乱暴したり、口答えをする。 <input type="checkbox"/> 外で遊ばなくなり、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> 電話のベルにおびえる。 <input type="checkbox"/> ナイフなどを隠し持つことがある。
行 動	<input type="checkbox"/> 余分な金品を要求する。 <input type="checkbox"/> 財布などから金を抜き出す。 <input type="checkbox"/> 品物を頻繁に買う。 <input type="checkbox"/> *問題行動をするようになる。 <input type="checkbox"/> *異装・異髪をするようになる。 <input type="checkbox"/> 理由を言わずに早退してくる。 <input type="checkbox"/> 「学校が面白くない」などと訴える。 <input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり忘れ物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 「転校したい」・「学校をやめたい」などと言う。
その他	<input type="checkbox"/> 不審な電話がかかってくる。 <input type="checkbox"/> 見かけなかった友人がよく訪ねてくる。 <input type="checkbox"/> いやがらせの手紙や紙切れがある。

\*印・・・無理にやらされている可能性のあるもの

### 資料3 いじめ問題への対応について

いじめの情報を得た場合は、小委員会での話し合いをもとに、加害者・被害者・傍観者・観衆の指導を学年部を中心に行う。すぐに全教職員に関係者の氏名、いじめの内容などを報告し、協力を求める。いじめの内容やその対応については、正確な記録を残す。

いじめられた生徒の保護者には、できる限り早い時点で連絡する。保護者の希望により、学校または家庭訪問の形で本人・保護者・教職員の三者で話し合いを持ち、今後の対策を相談し、同意を得る。その話し合いには、学級担任・生徒指導・学年主任・人権・同和教育主任が参加する。必ず、学校長・教頭の協力も仰ぐ。いじめた生徒の保護者にも、いじめが確認された時点で事実を連絡する。親からの指導を依頼するとともに、学校側の方針を伝え、理解を求める。いじめの情報を得た時点で、全校生徒に対して「いじめは絶対にしない・させない・許さない！」ことを話す。事実の確認は、その後でよい。

#### 1 いじめられている生徒への対応

真剣に話を聞き、信頼感を与える。「君に問題は？」などと決して言ってはいけない。いじめは被害者生徒の「認知」とかわかり、生徒自身が言わなければわからない場合がある。「いじめられる側にも問題がある」という周囲の認識があれば、いじめを受けている事実を訴えることは難しいし、いじめも見えにくい。

- (1) 先生はあなたの味方であることを伝え、ゆっくり話を聞く。
- (2) 悲しい気持ちに共感しながら、いじめに負けない気持ちを持たせる。
- (3) 本人からの訴えによる発覚ならば、「よく言ってくれた」と誉める。「実は先程クラスの保護者から連絡が入り、調査をしようと思っていた」というような話をして、チクッたと言われないか気にしているかもしれない本人の気持ちを楽にする。
- (4) 解決方法については、本人の同意を得て進める。

(5) 「卒業するまで見守るから、いつでも相談してくるように」と話す。

## 2 いじめをしている生徒への対応

厳しく叱る必要があるときも感情的にならないこと。

- (1) 生徒が心を開くような環境で話を開く。
- (2) いじめの認識があるかどうかを見極める。
- (3) じっくり話を聞き、自分がどれだけ相手を傷つけたか考えさせる。自分の幸せだけでなく他の人の幸せや集団生活の安全性の大切さに気づかせる。
- (4) いじめは犯罪であるとともに人権侵害であり、人の命を奪う凶器であることを理解させる。
- (5) 被害者に対し謝罪し、2度としない約束をさせる。
- (6) 反省文を書かせ、自分の行動をしっかりと振りかえらせるとともに、社会人としてのルールやマナーを身につけさせる。

## 3 周囲の生徒への対応（学級指導）

- (1) 見ている者が何もしないからいじめは収まらないことを厳しく伝える。
- (2) 傍観者も加害者と同罪であることを理解させる。
- (3) 今後は得た情報を勇気を持って、保護者か教師に報告するよう指導する。
- (4) 助けられたり、励まされたりしたときの嬉しさや心強さに気づかせる。
- (5) 一人一人が楽しい学校でなければ、本当の楽しさはないことをわからせる。
- (6) いじめに気づく感性を育てる。（いじめに気づかないのは問題）

## 4 いじめられている生徒の保護者への対応

- (1) いじめの事実を伝え、事実を知っていたか聞く。
- (2) 学校の反省点を伝えながら今後の協力を依頼する。
- (3) 注意事項を確認し、今後の連絡の在り方を確認する。
- (4) 子どもの変化を注意して見ることを依頼する。

## 5 いじめている生徒の保護者への対応

- (1) いじめの事実を伝え、親の保護責任について知らせる。
- (2) 生徒と三者で話し合い、親の立場での謝罪を依頼する。
- (3) 注意事項を確認し、今後の連絡の在り方を確認する。
- (4) 必要に応じて、肱東中学校児童生徒をまもり育てる協議会の援助を仰ぐ。

### 資料4 保護者に伝える内容「いじめ問題の解決を目指して」

#### 1 保護者と学校の話合いの趣旨

いじめ問題への理解を深め、いじめが再発しないようにするとともに、生徒の健全な成長のために、保護者・学校・関係機関が協力して指導に当たる。

#### 2 いじめとはなにか？

##### (1) いじめの様式

- |             |                   |
|-------------|-------------------|
| ア 言語的いじめ    | －はやし立てる、悪口、からかいなど |
| イ 心理的精神的いじめ | －無視、仲間外し、物隠しなど    |
| ウ 身体的いじめ    | －殴る、蹴る、プロレスごっこなど  |
| エ 性的いじめ     | －性器等をさわる、性的な嫌がらせ  |

##### (2) いじめの問題点と具体的行為の例

- |   |                              |
|---|------------------------------|
| ア | 人権侵害、憎しみによる恥ずべき行為、心への暴力、犯罪行為 |
| イ | 具体的には以下の行為を集団で、又は単独で繰り返し行うこと |

悪口、嫌み、バカにする、度を越した冗談、悪ふざけ、からかい、意地悪、嫌がらせ（ノートへの落書きなど）、仲間外し、無視、脅し（言葉、にらみつける）、使い走りをさせる、こづく、暴力、嫌がることをさせる、プロレスごっこなどを強要する、いじめをはやし立てる、いじめを見て見ぬ振りをするなどの行為

#### 資料5 学校・保護者・関係機関の役割

##### 1 学校の役割

- ・ 生徒を少しでも立派な社会人として成長させる。
- ・ よりよい人間関係を営む方法を教える。

##### 2 保護者の役割

- ・ 基本的な礼儀作法や善悪の判断を教える。
- ・ 自分の行動の結果に対し、責任をきちんととらせる。

<地区懇談会の資料より>

#### ～家庭で話題にしてほしいこと～

##### ○ 学校で学んだ人権・同和問題学習について

「学校でどんなことを勉強したの?」「あなたはどう思う?」と問いかけてみてください。そして、「私はこう思う」という親の考えをしっかりと伝えましょう。子どもたちの本当の幸せが実現できるように、話題をさけることなく、ともに考え励ましていただきたいと思います。

##### ○ いじめ問題について

いじめは重大な人権侵害であることから、差別のひとつととらえています。安心して学校生活を送ることができるように、子どもたちに「いじめられていないかい?」と聞くだけでなく、「いじめていないかい? いじめを見すごしていないかい?いじめを止めているかい?」という声かけを学校・家庭・地域全体でしていきたいものです。

##### 3 関係機関の役割

- ・ 学校や保護者が解決できない問題について、専門的な支援を行う。
- ・ 被害者の届け出に基づき、犯罪（障害など）や不良行為を処罰する。

##### 4 いじめ問題に関する保護者の責任

いじめている子どもの保護者には、我が子の暴力など、他の子どもの人権や権利を侵害する行為に対し、その行為がなぜ問題なのかを我が子に教え、やめさせる責任がある。この考え方は、民法820条の規定に基づいている。

いじめに関する裁判の判決では、保護者の責任について次のように述べている。「親は、家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、社会生活を営んでいく上での基本的な規範の一つとして、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることがないよう、子どもに対し、常日頃から社会生活規範についての理解と認識を深め、これを身に付けさせるべき広範かつ深慮な義務を負っている。」

#### 資料6 裁判例に見る「学校の義務」

##### 1 一般的注意義務

学校には安全保持義務がある。いじめとの関係で学校が負う注意義務は、基本的に親権者の保護義務と同等と考えるべきである。その義務は、児童・生徒の発達段階により異なるが、例えば小学校の場合は単に一般的、抽象的な注意だけでなく一人一人の児童の性格や素行、集団生活の状況を日頃から綿密に観察し、児童の生命、身体などが害されないよう注意する義務を

負う。

## 2 いじめの本質を理解する義務

教師はいじめの本質や特徴などについて学習・理解し、それを教育実技やいじめ防止に生かす義務がある。すなわち、行政当局や研究機関等の調査や提言などに示されたいじめ問題に関する基本的認識や対応について、教師は十分学習・理解して被害の発生を防止し、児童・生徒の安全を図る義務がある。

## 3 児童・生徒の動静把握義務

いじめは教師に隠れて行われるのがほとんどである。これを防止するために教師は学校教育の場、及びこれと密接に関連する生活場面における児童・生徒の生活実態をきめ細かく観察し、常にその動静を把握していじめの発見に努める義務がある。

## 4 いじめの全容解明努力義務

いじめの行為があると認められる場合は、学校としてはいじめの全容につきその実態を調査すべき義務を負う。児童・生徒や家族からの訴えがあったときは、この義務はより強く働く。学校は迅速にしかも慎重に、当事者はもとより周囲の児童・生徒など広い範囲を対象にして事情聴取をするなど、周到な調査をして事態の全容を正確に把握する義務を負う。

## 5 いじめ防止措置義務

調査の結果、いじめの実態が明らかになった場合、学校はいじめ防止のために事態の危険性や切迫性に応じて、児童・生徒全体に対する一般的な指導・説諭、保護者との連携による対応、出席停止または校内謹慎措置の通告など、各種の措置を並行的かつ段階的にとる必要がある。

## 6 保護者に対する報告・協議義務

本来、学校は児童・生徒の学習成績のほか学習態度、生活態度、交友関係などに関し、親に報告する義務を負う。いじめに関する事柄についても、教師は加害者、被害者の親に通知し報告する義務を有している。また、学校はいじめの防止について、被害者、加害者の保護者と協議する義務がある。  
(日本弁護士連合会・いじめ問題ハンドブックより)

## 7 担任の先生の防止措置義務

担任教諭は本件事故が発生するかなり以前から、被害生徒が同組の男子児童から集中的かつ継続的に暴行を受け又悪戯をされている事実を認識していたばかりか、本件事故の1カ月前には、それまでも数回にわたり善処を求めたことのある被害生徒の母親から警告ともいえる強い調子の訴えを受けたのであるから、遅くとも右の時点においては男子児童による被害生徒のいじめの実態が容易ならざる深刻なものであることを認識し、かかる事態を解消するため抽象的・一般的な注意や指導に止まらず、抜本的には児童による集団討論、いわゆるいじめっ子及び被害生徒との個別面接等の方法によって右のようないじめの真因を解明し、家庭とも協力してその原因の除去に努めることはもとよりであるけれども、当面、組の男子児童に対し、軽度の暴行又は悪戯からも生命、身体等の損傷につながる不測の事故が起こりうることを繰り返し真剣に説いて、被害生徒に対する暴行を止めるよう厳重に説諭すべきであった。

(地裁昭和60年4月22日判決抜すい)

## 8 全教職員の義務

学校側は、日頃から生徒の動静を観察し、生徒やその保護者から暴力行為(いじめ)について具体的な申告があった場合はもちろん、そのような具体的な申告がない場合であっても、一般に暴力行為(いじめ)等が人目につかないところで行われ、被害を受けている生徒も仕返しを恐れるあまり、暴力行為(いじめ)等を否定したり申告しないことも少なくないので、学校

側はあらゆる機会をとらえて暴力行為（いじめ）等が行われているかどうかについて細心の注意を払い、暴力行為（いじめ）等の存在が窺われる場合には関係生徒及び保護者らから事情聴取をするなどしてその実態を調査し、表面的な判定で一過性のものと決めつけずに、実態に応じた適切な防止措置（結果発生回避の措置）を取る義務があるというべきである。そして、このような義務は学校長のみが負うものではなく、学校全体として教頭をはじめとするすべての教員にあるものといわなければならない。（地裁平成7年3月24日判決抜すい）

## 資料7 裁判例に見る「保護者及び加害生徒の責任」

### 1 保護者の義務

親権者は、その子たる児童が家庭内にいると家庭外にいるとを問わず、原則として子どもの生活関係全般にわたってこれを保護するべきであり、少なくとも社会生活を営んでいくうえで基本的規範の一つとして、他人の生命、身体に対し不法な侵害を加えることのないよう、子に対し、常日頃から社会生活規範についての理解を深め、これを身につけさせる教育を行って、児童の人格の成熟を図るべき広範かつ深慮な義務を負うと言わなければならないのであって、たとえ子どもが学校内で起こした事故であっても、それが他人の生命、身体に危害を加えるというような社会生活の基本規範に抵触する性質の事故である場合には、親権者が右のような内容を有する保護監督義務を怠らなかつたものと認められる場合でない限り、（学校関係者の責任の有無とは別に）右事故により生じた損害を賠償すべき責任を負担するものというべきである。（地裁昭和60年4月22日判決抜すい）

### 2 被害生徒の家族側の問題点

そうすると、このような被害生徒の家族側の問題点も被害生徒の自殺を招き、あるいはこれを阻止しえなかつた要因をなしており、しかもその程度は学校側のそれに決しておとらない程に大きいといわざるをえない。なるほど、本件の加害生徒のいじめは主として学校内においてなされたものであるから、事実そのものには家庭より学校の方が近いところにいるということはできるわけであるが、既に見たとおりいじめが本質的に陰湿で隠微なものである以上、学校側としてもいじめられている当の被害生徒からの申告がなければ実態を把握することは必ずしも容易ではなく、そのような本人からの訴えは精神的にも最も安らぎをえられるはずの家庭においてなされる可能性が高く、また被害生徒がいじめによって心身共に傷つき苦しんでいる様子は、集団の中の個人にすぎない学校よりも肉親の愛情を持って接する家庭においてこそ感じとることができるという側面があるものと考えられるからである。

（地裁平成2年12月26日判決抜すい）

### 3 子どもの責任能力と保護者の責任

未成年が責任能力を有する場合であっても監督義務者の義務違反と当該未成年者の不法行為によって生じた結果との間に相当因果関係を認めうるときは、監督義務者につき民法709条に基づく不法行為が成立するものと解するのが相当であって、民法712条の規定が右解釈の妨げとなるものではない。（最高裁昭和49年3月22日判決抜すい）

### 4 加害生徒の保護者の民事上の責任

未成年者の親権者は、当該未成年の年齢、性別、性格、その他の具体的状況に照らして、そのまま放置したのでは他人の生命若しくは身体への重要な危険又は社全通念上許容できないような深刻な精神的・肉体的苦痛を及ぼすことが具体的に予見されるにもかかわらず、故意又は過失によって、それを阻止するためにとることのできた実効的な方策をとらなかつたとき、監督義務を怠つたものとして、それによって生じた損害を賠償すべき責任があるものというべきである。

もっとも、父母たる親権者は、子どもの性格、心身の発達状況、行動様式等について最も知

り得る立場にあり、それだけその行動を予測することが容易であるのが通常であるうえ、その生活全般にわたって行動を規制することができる立場にあって、子どもが他人に被害を加えるおそれがある場合において、それを阻止することのできる方策も多いのであるから、その負うべき監督義務の範囲は学校設置者の負う安全保持義務に比較して、決して低かったり狭かったりするものではない。  
(地裁平成3年3月27日判決抜すい)

## 5 被害生徒自身の問題点

次に、被害生徒自身の問題点を看過することができない。既にみたとおり、被害生徒のおとなしく内気で、意志が弱いなどといった性格が加害生徒につけ込まれてそのいじめの対象とされ続けた末、遂に被害生徒の自殺という悲惨な結果にまでつながったわけであるが、その間にどこかでこれから脱却する手段をとりうる余地がなかったのかという疑問はやはり拭いきれない。加害生徒の暴力に敢然と立ち向かい、あるいは金銭強要を拒絶するというような正面きつての抵抗を被害生徒に期待するのは無理であろうし、そもそもこれができるようであれば最初からいじめの対象とされることができないという筋合いのものである。

しかし、①担任や家族らに対し、一部始終を打ち明けて救いを求めたり、②せめて登校拒否をするというようなことさえ出来なかったのかということはいってもよさそうである。もっとも、被害生徒にしてみれば、①は早くから試みたのであるけれども、その結果は加害生徒の層層しい暴行を受けたのであり、②は祖母に強制されてできなかったということかもしれない。しかし、②については、加害生徒のいじめの卑劣さや苛烈さを考えなければそれにもまして抗しえないものであったというようなことは到底考えられず、①をあわせて「このようにひどいいじめを受けているから学校に行きたくないのだ」と訴える位のことは期待してもよいように思われる。  
(地裁平成2年12月26日判決抜すい)

## 6 加害生徒の保護者の民事上の責任

保護者らは、子どもらが昭和60年4月から問題行動を反復していたことについて、その当時から担任その他の中学校の教師らから再三知らされて指導を求められておりさらに保護者らにおいては子どもが警察の補導を受けた際にも警察から注意を受けていたのである。したがって、保護者らは子どもらと起居を共にしている親権者として、子どもらの行動について実態を把握するための適切な努力をしていれば、遅くとも昭和60年10月頃には本件いじめの実態が深刻であり、被害生徒の心身に大きな悪影響が生ずるおそれのある状況であることを認識し得たはずであるにもかかわらず、そのような努力をすることなく、子どもらに対し適切な指導監督をすることを怠り、子どもらをほとんど放任していたものであり、そのため、子どもらの本件いじめ行為を反復させる結果を招いたものである。したがって、保護者らには子どもらに対する監督義務を怠った過失があるというべきであるから、保護者らには、民法709条、719条により、子どもらの右不法行為により被害生徒の被った損害を賠償すべき責任がある。  
(高裁平成6年5月20日判決抜すい)

## 7 責任能力年令

牛乳の空ビンをつ川の護岸に投げつけて割ったりすることは非常に危険なことで、そのこと自体よくない行為であるが、認定のような状況のもとで左様なことをすれば、たとえ牛乳の空ビンをつなげた所が被害者の身体から5メートル程はなれた地点であっても、ビンの破片が飛散し、前記傾斜した石垣護岸の下の河原にいる被害者等の身体にその破片があたって重大な結果を生ずるおそれがあることは当然予想されるところであり、当時加害者は年令13歳4か月の中学1年生で、学校の成績も良い方であったのであるから、右のようなおそれがあること、及び自己の行為から生ずる結果について責任を認識する能力を有していたものとみるのを相当とする。  
(地裁昭和45年3月3日判決抜すい)

## 8 加害生徒の不法行為責任

なお、被害生徒の自殺は、既に見たとおり被害生徒の性格的な弱さがあつたところに加害生徒の悪質で苛烈ないじめが加えられたことを主因とし、これに学校側の過失行為や被害生徒側家族の問題点などが副次的要因として相互に絡まってもたらされたものと見ることができ、したがって学校側と被害生徒側のそれぞれの行為は共同不法行為の関係をなすわけであるが、いじめという背極的な故意に準ずる加害生徒の加害行為に比べ、学校側の過失行為はあくまで消極的な不作為によるものであって、被害生徒への影響の在り方は大きく異なっていたものと言ふべきである。

(地裁平成2年12月26日判決抜すい)

**資料8** 裁判例から見る結果

- 1 未熟な子どもたちが無責任で危険な行動に走ることがありうる点に警戒心を持って、生徒たちの動向に関心を払う。
  - 2 重大な危害が及ぶことが現実に予想されるときには、直ちに事態に応じた適切な措置を講じ、結果の発生を未然に防止すべく努力する。
  - 3 迅速に、しかし慎重に、当事者たちはもとより周囲の生徒など広い範囲を対象にして広く事情聴取するなど周到な調査をして事態の全容を正確に把握する。(場合によっては、被害生徒の登校見合わせを考慮)
  - 4 事実調査の結果、放置できないいじめの事態が解明された時には、加害生徒にいじめられることの屈辱等を理解させるとともに、教育的手段を講じる。
  - 5 クラス全体、場合によっては学年、学校全体の問題として取り上げ、生徒全員にいじめの卑劣さや醜さ、また、被害生徒の屈辱や苦悩がいかに大きいものであるかなどを理解させるとともに、まわりの生徒の措置や被害生徒に申告を約束させるなどの教育的手段を講じる。
  - 6 一定期間、特に注意深く当事者生徒の行動を見守る。
  - 7 なお、いじめが継続している時は保護者を交え、事態が改善されない場合には家庭裁判所等へ通告せざるを得ないことを明示して指導する。
  - 8 加害生徒について、出席停止の措置をとることも検討する。
  - 9 それでも改善されず放置できない場合は、警察等司法機関に通告して、その措置に委ねる。
- (地裁平成2年12月26日判決より)

**資料9** いじめ行為と刑罰との関係

1	「ばか」「汚い」「ブス」など軽蔑の言葉を浴びせる。 ⇒侮辱罪(拘留又は科料)
2	「殴るぞ」「殺すぞ」とか言ったり、脅迫文を郵送したりする。 ⇒脅迫罪(2年以下の懲役又は30万円以下の罰金)
3	背中をたたく。手で胸を突く。唾を吐きかける。 ⇒暴行罪(2年以下の懲役若しくは30万円以下の罰金又は拘留・科料)
4	使い走りをさせる。相手が嫌がることを無理にさせる。 ⇒強要罪(3年以下の懲役)
5	教科書を破る。自転車や傘等、相手の持ち物を壊す。 ⇒器物損壊罪(3年以下の懲役又は30万円以下の罰金又は科料)
6	人の秘密を言いふらす。 ⇒名誉毀損罪(3年以下の懲役若しくは禁固、又は50万円以下の罰金)
7	叩いたり、殴ったりして相手に怪我を負わせる。 ⇒傷害罪(10年以下の懲役、又は30万円以下の罰金若しくは科料)
8	傷害の現場ではやしたて、犯人に加勢をする。 ⇒現場助勢罪(1年以下の懲役、又は10万円以下の罰金若しくは科料)
9	集団で暴行や脅迫、器物の損壊を行う。

	⇒ 暴力行為等処罰に関する法律違反（3年以下の懲役又は30万円以下の罰金）
10	脅して金や物を取る。 ⇒ 恐喝罪（10年以下の懲役）
11	金や物を盗む。 ⇒ 窃盗罪（10年以下の懲役）
12	相手の反抗を抑圧して金や物を取る。 ⇒ 強盗罪（5年以上の有期懲役）
13	死んでもかまわないと思いながら、相手の顔を水中に押し込む等して、 生命の危険を生じさせる。 ⇒ 殺人未遂罪（死刑又は無期、若しくは3年以上の懲役）

資料10 いじめの構造

いじめの構造（森田洋司作成）

現代の「いじめ」は、集団化とそれに伴う複雑化の様相を呈している。森田洋司（大阪市立大学教授）は右図のようにいじめられる子といじめる子、そして、いじめをはやし立てる「観衆」と、いじめを黙認している「傍観者」の四層構造が成立していると考えている。そして、制止したり仲裁に入る生徒がいないという特徴がある。したがって、「いじめ」は先生がいじめている子を叱ったり、指導するだけでは解決せず、生徒が自分たち集団の関係を変えていかない限りなくなるならない。

